



若年がん患者在宅療養支援事業

よくある問い合わせ

項目	No.	質問	回答
手続き (申請)	1	対象者以外の者が手続き（申請）することができますか？	可能です。様式第1号の申請書・受任者欄の記入及びサインをお願いします。また、手続きの際に対象者および申請者の本人確認書類が必要です。
	2	手続き（申請）後、利用資格等に有効期限はありますか？	有効期限はありませんが、申請からサービス等の利用までにおいて、山鹿市に住民票がある方が対象となります。
	3	意見書（様式第2号）はどのようにして作成するのですか？	医師が作成するもので、入院等をされていた医療機関にご相談をお願いいたします。
	4	医師による意見書にかかった文書料などは、申請者本人の負担ですか？	本人負担となります。
	5	医師の都合で、直ぐに意見書が準備できない場合、どうしたらよいですか？	やむを得ない場合のみ、手続き（申請）後に意見書を提出することができます。なお、この支援事業の利用開始日（補助対象となる日）は、意見書（様式第2号）にある「判断年月日」以降になりますので、ご注意ください。
対象サービス	6	申請時点で亡くなっている補助対象者について、手続き（申請）はできますか？	法定相続人（ご家族等）であれば申請できます。ただし、法定相続人（ご家族等）と補助対象者が住民票上異なる世帯の場合は、続柄がわかる書類をご準備いただきます。詳しくは、山鹿市健康増進課へご相談ください。
	7	具体的に、どのような内容が補助の対象となりますか？	下記のようなサービス等を想定しております。 ①訪問介護（身体介護中心、生活援助中心、通院等乗降介助等） ホームヘルパーによる日常生活の介助や家事援助、通院等乗降介助等 ②訪問入浴介護 入浴車を使用した入浴介助 ③福祉用具の貸与 工事を伴わない手すりやスロープ、歩行者、歩行補助つえ、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く）、自動排泄処理装置など ④福祉用具の購入 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、排泄予測支援機器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分、工事を伴わないスロープ、歩行者（歩行車を除く）、歩行補助杖（松葉づえを除く）
	8	サービス等の一部において、既に他の制度等を利用している場合は対象外ですか？	本制度の趣旨は、介護保険の被保険者ではない（18歳以上40歳未満）在宅で終末期を迎えるがん患者が、介護保険と同等のサービス等を利用する際の費用の負担軽減を図るものです。そのため、他の制度を利用したサービス等については、本制度の対象外となります。なお、他の公的制度を利用できる場合は、他の制度を優先して利用してください。
	9	個人で加入している保険から給付を受けている場合、対象になりますか？	個人で加入している保険での給付有無は問いませんので、対象となります。
	10	既に訪問看護等で医療保険の給付を受けている場合、対象外ですか？	医療保険の給付分は、自己負担分を含めて全て対象外となります。ただし、医療保険を利用していない費用で全額自己負担となる場合は、申請可能です。
	11	サービス等の提供事業者には指定はありますか？	指定はありません。
	12	健全な介護者（同居者）がいる場合でも、生活援助の対象となりますか？	健全な介護者（同居者）がいる場合でも、介護できない状況であれば、申請は可能です。
	13	入院中に、在宅準備のために購入するものは補助の対象となりますか？	対象者が入院する場合、その後退院して実際に使用すれば補助の対象となりますが、入院継続や死亡で使用しなかった場合は、補助の対象とはなりません。また、購入前に申請書が必要です。
	14	学校でのサービス等の利用を考えていますが、補助の対象となりますか？	学校での利用においては、学校側で対応されることがあるため、この事業を利用することはできません。
	15	小児慢性特定疾病医療費の支給を受けている場合、対象となりますか？	小児慢性特定疾病医療費の支給対象者は、対象とはなりません。
	16	在宅サービス等に係る消費税は補助対象となりますか？	対象となります。
	17	福祉用具の貸与・購入にかかった手数料、送料・運搬費、設置費・組立費などは補助対象になりますか？	福祉用具そのものの対価ではない費用については、補助対象外となります。



項目	No.	質問	回答
請求	18	本人でない者が、請求することは可能ですか？	補助金の請求は、利用申請時に申請者が委任した方（受任者）による請求が可能です。
	19	山鹿市への請求は、毎月しないといけませんか？複数月分をまとめて請求できますか？	複数月分をまとめてご請求いただけます。ただし、請求書（様式第9号）を、月単位で記入する必要があります。
	20	請求に期限はありますか？	サービスを利用した日が属する月の月末から起算して2年を経過するまでに請求してください。
	21	領収書は原本が必要でしょうか？	原本が必要です。
	22	領収書にはどのような記載が必要ですか？	利用者の氏名、利用（購入）日、利用（購入）金額、サービス等の内容（品名）、領収書発行者の名称および住所の記載が必要です。また、5万円以上は収入印紙と領収書発行者の押印が必要になります。
	23	領収書にサービス等の内容（品名）が書かれていない場合、どうすればいいですか？	対象の内容を確認するために、必ず記載が必要です。事業者にはサービス等の内容（品名）がわかる明細書などの発行を相談してください。
	24	インターネット（クレジットカード決済）で購入した場合、領収書はありませんが、どうしたらいいですか？	クレジット会社からの請求明細や、受注確認のメールをプリントアウトしたものなど、購入内容および支払い内容が確認できる書類を提出してください。
	25	利用途中に対象者が40歳を迎えた場合、誕生日前々日までの利用分の請求は可能でしょうか？	誕生日に前日以降の費用は、この制度の対象となりませんので、40歳の誕生日の前々日までの利用分が請求可能です。月単位で支払っているものの関しては、日割り計算となります。
26	補助金額はいくらですか？	1か月あたりの利用合計額の10分の9と6万円のいずれか少ない方の額となります。千円以下の端数が発生した場合は、切り捨てになります。	
27	振込までどれくらいの日数がかかりますか？	請求から振込まで、おおよそ1～2か月程度です。 ①申請受付（書類が全て揃った時点） ②山鹿市による審査 ③補助金の交付（不交付）決定通知書を郵送します。 ④交付が決定されたら、補助金をお振込みしますので、記帳してご確認ください。	
その他	28	サービス提供事業者との契約は、そのようにしたいですか？単価設定に決まりはありますか？	サービス提供に係る契約については、申請者自ら事業者に依頼をしていただくことになります。サービスの提供内容、回数や報酬単価についても、利用者と事業者との間で契約していただくことになります。